

## 不法無線局の路上取締りで1名を告発

—大阪府池田市で警察署と共同で取締りを実施—

近畿総合通信局（局長：淵江 淳（ふちえ あつし））は、トラック等の車両に免許を受けずに無線局を開設していた1名を電波法違反容疑として、警察署に告発しました。

### 1 共同取締りの実施日等

令和3年11月2日、池田市内の路上において池田警察署及び東住吉警察署と共同で取締りを実施し、東住吉警察署に告発した。

### 2 不法無線局の種別及び局数

不法アマチュア無線 1局

### 3 被疑者の住所及び年齢

兵庫県尼崎市在住の男（55歳）

### 4 関係法令及び適用条項

電波法第4条（不法開設）

電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

連絡先：電波監理部 監視第二課（担当：瀬戸口）

電話：06-6942-8528

## 参考

# 主な不法無線局の概要と妨害事例

## 1 不法市民ラジオ ～テレビやラジオなどを妨害！～

日本国内で使うことのできる市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり総務省の技術基準適合マークが貼り付けられています。

不法市民ラジオの多くは空中線電力が数ワットで、中には、電力増幅器を付加し、数百ワットの出力にした悪質な事例もあります。

- 〈妨害事例〉 ・ 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- 〈妨害の例〉 ・ 電子機器(OA 機器、医療機器等)が誤作動する。
- 〈妨害の例〉 ・ 漁業用無線が使えなくなる。



技術基準適合マーク



不法市民ラジオ送受信機

## 2 不法パーソナル無線 ～携帯電話などを妨害！～

パーソナル無線は、平成 27 年 11 月 30 日をもって免許制度が終了しており新たに無線局の免許が付与されることはありません。

近畿総合通信局管内においては、令和 3 年 7 月 10 日をもって、すべてのパーソナル無線の免許期限が満了しており、有効な免許を持ったパーソナル無線は存在していません。

車両等に設置してあるパーソナル無線は、すべて不法パーソナル無線となります。

- 〈妨害事例〉 ・ 携帯電話が使えなくなる。

## 3 不法アマチュア無線 ～消防、防災、放送などの重要無線通信を妨害！～



アマチュア無線局を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例もあります。

- 〈妨害事例〉 ・ 重要無線通信（消防、防災、放送など）を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害される。